

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（1093））
2. 日 時：平成30年6月29日 10時00分～12時00分
13時30分～15時00分
17時30分～21時30分

3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

義崎管理官補佐、津金主任安全審査官、正岡主任安全審査官、村上主任安全審査官、
秋本安全審査官、田尻安全審査官、照井安全審査官、関根技術研究調査官、
宇田川原子力規制専門職、堀野技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 室長代理 他25名

東北電力株式会社：原子力部（原子力技術） 担当 他6名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 課長 他8名

中部電力株式会社：原子力部 設備設計グループ 担当 他3名

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保修部 機器保修課 担当 他3名

中国電力株式会社：電源事業本部（原子力設備） 担当 他6名

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当 他3名

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、6月27日及び本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請に係るブローアウトパネル及びブローアウトパネル閉止装置の設計方針、発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書、原子炉格納施設の設計条件に関する説明書等について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書関係】

- 被水による影響を考慮する防護対象施設と溢水源の位置関係について、整理して提示すること。

【論点整理】

- 原子炉格納容器の動荷重の強度評価に関して、設計基準事故時の動荷重に包絡される根拠を図表で示しているが、図表で説明したい事項を論理立てて整理するとともに、最終的な発生応力のうち動荷重が占める割合を整理して提示すること。

- (2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 ブローアウトパネル及び関連設備の工事計画認可申請に係る論点整理について（コメント回答）

- ・ 東海第二発電所 ブローアウトパネル閉止装置の不具合の対応について
- ・ 東海第二ブローアウトパネル閉止装置 チェーン切断及び扉開放の対応案
- ・ 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書のうち重大事故等時の動荷重について
- ・ V-1-1-8-1 溢水等による損傷防止の基本方針
- ・ V-1-1-8-2 防護すべき設備の設定
- ・ V-1-1-8-3 溢水評価条件の設定
- ・ V-1-1-8-4 溢水影響に関する評価
- ・ V-1-1-8-5 溢水防護施設の詳細設計
- ・ V-3-別添3-4-1 貫通部止水処置の強度計算書
- ・ V-3-別添3-4-2 水密扉の強度計算書
- ・ V-3-別添3-4-3 溢水拡大防止堰及び止水板の強度計算書
- ・ V-3-別添3-4-4 管理区域外伝搬防止堰の強度計算書
- ・ V-3-別添3-4-5 防護カバーの強度計算書
- ・ V-3-別添3-4-6 逆流防止装置の強度計算書
- ・ 東海第二発電所 工事計画に係る説明資料（その他発電用原子炉の附属施設のうち浸水防護施設）
- ・ 東海第二発電所 工事計画認可申請に係る論点整理について（コメント回答）